

恵那市での藤田さんの講演会にさいして

畠 重夫

不
屈

若き先駆者の一人
伊藤千代子関連の講
演会が恵那市内で行
われると聞いて、びつ
りすると同時に、何と
してもこの講演会を成
功させてほしいという
願いをおさえきれなく
てこの筆を執っています。
私は、背は丸くなり
杖なくしては歩けない
だけでなく、緑内障で
右眼が失明、片目だけ
で日常生活にも不自由
です。

本来ならば、講演会
の当日、私も恵那の会
場へかけつけたいところなのですが、それが不可能なため、書面による激励と賛同の気持ちを伝えたいという一念に駆られています。第四にわざと聴いて、びっくりすると同時に、何としてもこの講演会を成り立たせたいという意図で、ひつくりと同時に、何としてもこの講演会を成り立たせたいという意図で、ひつくりと同時に、何としてもこの講演会を成り立たせたいとい
うか。それには幾重にもわけがあるのであります。もちろん第一には、日本社会の民主的・革新的変革を考えるうえでの偉大な先駆者伊藤千代子のすべてを恵那の皆さんにぜひ知ってほしいということがあります。第二には、当日の講師が、私との古く長いおつき合いがあると同時に、文字どおり伊藤千代子にかんするわが国における研究者としては文句なく第一人者というべき藤田廣登さん(私と同じく長野県人でもある)だということ。もちろん千代子も長野県出身ですが! 第三には、この講演会の実施にいたる計画の過程での関係者である岐阜の上野英美さんにしろ、前

岐阜県版
第370号
2021年5月15日

治安維持法賠償同盟
岐阜県本部
〒500-8879
岐阜市徹明通7-13
岐阜県教育会館308号室
Tel 058-252-5366
振替00840-2-88638

私たちの運動の基本 ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

一、治安維持法体制の復活に反対する

二、国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法である事を認めること

三、国は、治安維持法の犠牲者に、謝罪と賠償をおこなう事

恵那市議の遠山信子さんにしろ、関係者の

非常に多数の方が私との古く、長く、濃い関係のある人たちだということです。第四には、恵那市の岩村には、私を母親代わりに育てくれた叔母が眠るお墓があつて、恵那市は私の第二、第三のぶるさことだという個人的な深い関係があるのであります。

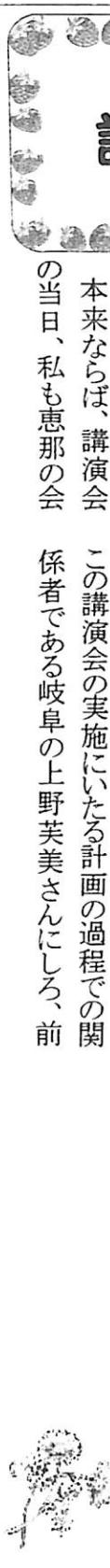
以上のようなわけで、五月十八日には恵那の会場へかけつけたくてたまらないのですが、それがどうしても不可能なため、文面をとおして、講演会の成功を願う意味でのメッセージをさせていただきました。

限りない親しみをこめて

2021年5月18日

畠 重夫(97歳)

千代子講演会にご参加の皆さんへ



核兵器禁止条約・原発事故 ・コロナ禍 この教訓を学び生か さない政治家を国政の場から退 場させよう!

岐阜支部 堀田 紀治

海に生まれ旅を続けた、緑深き森をぬけ、幾千万の月日重ねて我ら人となりぬ。人に生まれ旅を続けた、果てなき荒野さまよい、幾千万の試練をこえて我らこの地にあり。

「存じ「アメイジンググレイス」の歌詞の一部である。海は正に人の古里であり生命の源である。ことあるうに政府は、「福島原発事故から学ぶ」となく

四月十三日「関係閣僚会議」で、東京電力福島第一原発で発生する放射能汚染水を処理した後の高濃度の汚水の海洋放出を決定した。事故発生から十年復興は、今もなお道中葉で不十分な保障の中で住民は苦しい生活を強いられている。汚染放水による漁業への影響ははかりしれない。「生きる場を汚すな」の怒りが燃え上がっている。

ドイツは福島原発事故後の一〇一一年六月に脱原発を閣議決定し、二〇一二年末には全ての原発が止まる予定だという。マルケル首相は「福島原発が

からだ」と語っている。

原発再稼働に固執する日本政府は、福島の事故から何を学んだのだろうか。このままでは再び原発事故の大惨事を繰り返すことになりかねない。

今年、核兵器の使用や保有など全面的に禁止する「核兵器禁止条約」が発効した。

非政府組織(NGO)の試算によると、核大国アメリカの一〇一九年に使った核軍備費を医療費に置き換えると、集中治療室ベット三十万床、人工呼吸器三万五千台が用意できたという。核兵器を多く持っていてもコロナ禍には何の役にもたたず、一人の命すら救えないことを真剣に学ぶべきである。ところが唯一の被爆国である日本政府はこの条約の署名を拒否している。いかに日本政府が平和の流れ逆行しているかを示している。

服部欣一(前岐阜支部長)さんから 署名とお手紙が届きましたので、 近況報告を兼ね紹介します。

前略 すっかり「無沙汰しました。
その後も変らず」活躍のことと存じます。
仲間の皆さんもお元気のことと思いま
す。
さて私こと、この春から白血球の異常
を発症し、血液内科の世話になる身とな
りました。
老人にはよくある病気だそうです。
当然のことながら、私にもいよいよ老
衰が始まつた次第です。
他事ながら近況のお知らせまでに、
一緒に活動させていたいた頃がなつか
しく想い出しています。
いろいろお世話になり本当にありがとうございました。
どうぞ貴殿も 御身大切になさって下
さい。

四月十二日

草々

服部さんは四月一八日から一週間ほど松波病院へ入院するそうです。九二歳とのことです。
(手紙掲載は承認済みです・小澤記)

道されている。「コロナ禍やまた閉店の寒い街」とうたわれているように、なじみの店が消えはじめている。比例して若い層、女性の自殺が増えていることは深刻である。

コロナ禍による経済悪化はどこの国にも表われているが、こうした事態から学び消費税「コロナ禍減税」を実施した国は、ドイツ一九%の税率を五%に減税、韓国年間五四〇万以下の業者には納税免除、イギリス一〇%の税率を5%に減税など、コロナ減税を実施した国は五〇カ国になっている。

残念ながら日本では、菅首相は就任早々「消費税減税とんでもありません。増税」「それ、減税は考えられません」といいきつている。

これだけ事態を真剣に見ようとせず、その教訓を学ばない政治家に国の政治をまかせていいだろうか。

司馬遼太郎は「国盗り物語」の中で「世の中最大の悪は、指導する者、支

道されたいる。「コロナ禍やまた閉店の寒い街」とうたわれているように、なじみの店が消えはじめている。比例して若い層、女性の自殺が増えていることは深刻である。

コロナ禍による経済悪化はどこの国にも表われているが、こうした事態から学び消費税「コロナ禍減税」を実施した国は、ドイツ一九%の税率を五%に減税、韓国年間五四〇万以下の業者には納税免除、イギリス一〇%の税率を5%に減税など、コロナ減税を実施した国は五〇カ国になっている。

残念ながら日本では、菅首相は就任早々「消費税減税とんでもありません。増税」「それ、減税は考えられません」といいきつている。

配する者が無能のことだ、これを倒すことこそ正義だ」といつている。

四月に三つの国政選挙で、いずれも自民党が敗北した。近く行われる選挙では「事態を直視し、教訓を学ばない政治家」を国政の「場」から退場させようではないか。

正義は我々にあることを確信して。



治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

資料

資料(4)

戦争犯罪及び人道に反する罪に対応する時効不適用に関する条約

採択 一九六八年(昭和四三年)一一月二六日

(国際連合第二三回総会)効力発生 一九七〇年(昭和四五年)一一月一日

核兵器禁止条約・原発事故・コロナ禍 この教訓を学べ

前文

この条約の締結国は、戦争犯の引渡しと処罰に関する第一九四六年二月十三日の第一回国連総会決議三、一九四七年十月四日の第二回国連総会決議一七〇、及びニュルンベルグ国際軍事裁判所規約及び同裁

判所の判決によつて承認された国際法の原則を確認する一九四六年十二月十一日の第一回国連総会決議九五を

念頭に入れて、

また、一方では現地住民の經濟的、政治的権利の侵害を、他方ではアパルトヘイト政策を人道に反する犯罪として強く弾劾した一九六六年十二月二日の一回国連総会決議二一八四、及び一九六六年十二月十六日の同回国連総会決議二二〇二を念頭に入れて、

戦争犯罪及び人道に反する犯罪を犯した個人の処罰に関する一九六五年七月二十八日の第三十九回国際連合経済社会理事会決議一〇七四のDと一九六六年八月五日の第四十一回同理事会決議一一五八を念頭に入れて、

いかなる公式の宣言、記録文書又は協定においても、戦争犯罪と人道に反する犯罪の訴追と処罰に関しては時効の定めがないことを確認して、

本国民は、國家の榮譽、人民の尊厳、本國の主權と領土を尊重するため、武力を放棄する。これが本國の立場である。

(G) 戦争犯罪。

すなわち、一九四五年八月八日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、一九四六年二月十三日の第一

戦争犯罪と人道に反する犯罪が国際法における最高の重罪に属することを考慮して、

戦争犯罪と人道に反する犯罪の有効な処罰が、前記の犯罪の防止、人権と基本的自由の擁護、諸国民相互の信頼の確立及び協力体勢の推進、国際的平和と安全の促進のための重要な要素であることを確信して、

通常の犯罪のために定められた国内法の時効規定を、戦争犯罪と人道に反する犯罪に適用することは、前記の犯罪に責任を負うべき個人の訴追と处罚を妨げ、従つて国際世論に重大なる危惧を招来することを確認して、

この条約により、国際法上、戦争犯罪と人道に反する犯罪には時効が存在しないという原則を確認し、この原則が世界的規模で適用されることを保証することが必要であり、かつ時宜に適つていると判断して、

回国連総会決議三及び一九四六年十一月十一日の同国連総会決議九五によつて確認された戦争犯罪。とくに戦争犠牲者の保護に関する一九四九年のジュネーブ協定に列挙された「重大な違反」。

(b) 人道に反する犯罪。

すなわち、戦争たると平時たるとを問わず、一九四五年八月八日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、一九四六年二月十三日の第一回国連総会決議三及び一九四六年十二月一日の同国連総会決議九五によつて確認された人道に反する犯罪、武力攻撃又は占領による追放、アパルトヘイト政策に結果する非人道的行為、並びに一九四八年の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約に定義された集団殺害の犯罪で、かかる犯罪行為が犯罪が行われた国の国内法に違反しない場合をも含む。

回国連総会決議三及び一九四六年十一月十一日

第二条 第一条で言及する犯罪の

以下、第五条～第十一条は、省略

資料(4)完

つづく

いずれかが行われた場合、この条約の規定はその遂行の程度に関わりなく、首謀者もしくは協力者として前期の犯罪行為に参加し、又は直接他を教唆して犯罪を遂行せしめ、又は犯罪行為を共謀した国家官憲の代表者及び個人、並びにかかる犯罪行為を容認する國家官憲の代表者に適用される。

第三条

この条約の締結国は、この条約の第二条に掲げた個人の国際法に基づく引渡しを可能ならしめるために、すべての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

第四条

この条約の締結国は、この条約の第一条、第二条に該当する犯罪の訴追及び処罰には法律上の、又はその他の時効規定を適用せず、前記の時効規定の存する場合はこれを破棄することを保証するため、各締約国の憲法に定める手続きに従つて、全ての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

